(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線の名称　四号及び四十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木六九番一から同町吉岡字西松木三一五番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年７月１日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年６月30日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年５月22日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　令和８年６月12日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等

令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

氏　名	担当科目
井﨑　康孝	事例問題１
片山　史英	事例問題１
川岸　弘樹	事例問題１
小林　英了	事例問題１
塩田千恵子	事例問題１
曽我部高志	事例問題１
乾　　裕介	事例問題２
井上　裕史	事例問題２
上村　哲史	事例問題２
古川　智祥	事例問題２
古庄　俊哉	事例問題２
本多　広和	事例問題２
太田　昌孝	
澁谷　勝海	

令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、令和８年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

１　受験資格

弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容

民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第６項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験日時

令和８年11月１日（日曜日）９時30分～17時00分

４　受験地

東京及び大阪

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については８月下旬までに官報で公告する。

５　受験手続

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する能力担保研修修了証明書（写し）

三　写真（受験願書提出前６か月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5㎝×横3.5㎝（パスポート（旅券）サイズ）の大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

四　受験手数料7,200円分の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

６　受験願書の交付

一　郵送による受験願書の請求

令和８年８月12日（水曜日）から令和８年８月26日（水曜日）（消印有効）までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用封筒（角形２号（240㎜×332㎜）に受験願書の送付先を明記したもの）を同封し、次の宛先へ郵送請求すること（返信用封筒に切手は貼らないこと）。

〒100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁秘書課弁理士室試験第二班宛て

二　電子メールによる受験願書の請求

令和８年８月12日（水曜日）から令和８年８月26日（水曜日）までの期間に、次の事項を記載した電子メールを送信して請求すること。

請求者が電子メールに記載した住所に受験願書を送付する。

○宛先：特許庁秘書課弁理士室試験第二班（PA0113@jpo.go.jp）

○件名：特定侵害訴訟代理業務試験願書請求

○電子メールに記載すべき事項：請求人の氏名及び住所

三　直接受験願書の交付を受ける場合

日本弁理士会を通じて、令和８年８月12日（水曜日）から令和８年９月４日（金曜日）までの期間に交付する（ただし、休日・祝日は除く。）。

なお、当該年度能力担保研修修了者には、日本弁理士会を通じて、修了証書と一緒に交付する。